

サービスコード表

【A2】共生型訪問型サービス（独自）【70/100】

指定居宅介護事業において、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が訪問型サービス（独自）を提供する場合〔老企第36号 第2の2(15) 参照〕

項番	サービスコード		サービス名称(32文字以内)	算定項目			算定単位	単位数	
	種類	項目							
1	A2	2421	訪問型独自サービス／221	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			1回につき	201	単位
2	A2	2521	訪問型独自サービス／222	生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合			125	単位
3	A2	2631	訪問型独自サービス／223		所要時間45分以上の場合			154	単位
4	A2	1421	訪問型独自短時間サービス／2	短時間の身体介護が中心である場合				114	単位
5	A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算／221	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		2単位減算	1回につき	-2	単位
6	A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算／222	生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	1単位減算		-1	単位
7	A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算／223		所要時間45分以上の場合	2単位減算		-2	単位
8	A2	C229	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算短時間／2	短時間の身体介護が中心である場合		1単位減算		-1	単位
9	A2	D226	訪問型独自業務継続計画未策定減算／221	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		2単位減算	1回につき	-2	単位
10	A2	D227	訪問型独自業務継続計画未策定減算／222	生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	1単位減算		-1	単位
11	A2	D228	訪問型独自業務継続計画未策定減算／223		所要時間45分以上の場合	2単位減算		-2	単位
12	A2	D229	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間／2	短時間の身体介護が中心である場合		1単位減算		-1	単位
13	A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人		所定単位数の 10%減算	1月につき		単位
14	A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上		所定単位数の 15%減算			単位
15	A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上		所定単位数の 12%減算			単位
16	A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	※米子市内に所在する事業所は算定不可		所定単位数の 15%加算	1回につき		単位
17	A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1回につき		単位
18	A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1回につき		単位
19	A2	4001	訪問型独自サービス初回加算			200単位加算	1月につき	200	単位
20	A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			200単位加算		200	単位
21	A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ			100単位加算		100	単位
22	A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算			50単位加算	月1回限度	50	単位
23	A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の 270/1000 加算	1月につき		単位
24	A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の 287/1000 加算			単位
25	A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の 249/1000 加算			単位
26	A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の 266/1000 加算			単位
27	A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 207/1000 加算			単位
28	A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 170/1000 加算			単位